

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 新堀尾島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>熊谷市永井太田字間の道一二九三番一地先から 同市永井太田字西浦九八三番一〇地先まで</p>	区 間
<p>一一・五五〇一五・五〇</p>	<p>七・六九〇一二・〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
	<p>一七〇・〇〇</p>	(メートル) 延 長
		備 考